

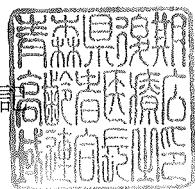
青森県後期高齢者医療広域連合告示第 15 号

別紙のとおり青森県後期高齢者医療広域連合規約が変更されたので、地方自治法  
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 291 条の 4 第 3 項の規定により公表する。

令和 6 年 11 月 5 日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 計



青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

青森県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年青森県指令第159号）の一部を次のように変更する。

別表第1の2及び3中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。